

(案)

府消委第 号  
平成 25 年 6 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

文部科学大臣 下村 博文 殿

消費者委員会  
委員長 河上 正二消費者教育の推進に関する法律第 9 条第 1 項の規定による  
「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について

平成 25 年 6 月 4 日付け消生情第 120 号、25 文科生第 112 号をもって当委員会に意見を求めた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）の案については、消費者教育の推進に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。

なお、今後、基本方針に基づく取組を進めるに当たっては、下記の事項に十分留意されることを要望する。

## 記

1. 消費者教育の普及・定着を早期に実現するため、基本方針案の別紙「今後検討すべき課題」に掲げられた各項目等について、優先順位や検討スケジュールを明確化した上で施策の速やかな具体化を図り、着実に実施すること。
2. 基本方針の策定を受けて、今後、各地方公共団体を中心に、「消費者教育推進計画」の作成や「消費者教育推進地域協議会」の設置・運営等の取組が本格化することを踏まえ、地方消費者行政の充実・強化策との連携を図りつつ、地方公共団体等に対する支援に万全の対応を図ること。

以上